

公益社団法人佐久シルバー人材センター安全就業規程

(目的)

第1条 この安全就業規程は、公益社団法人佐久シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この規程を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては次の安全心得を守り作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心がけ、急いだり、慌てたりしないこと。
- (2) 機械・器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業にあった動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には軽い柔軟体操をして身体をほぐすこと。
- (5) 高年齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理・整頓に心がけること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対に慎むこと。
- (9) 健康には常に注意し、心身共に健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分に睡眠をとるように心がけること。

(安全・適正就業基準)

第4条 会員は、別表1の植木剪定・除草・清掃等の作業基準に従い、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、高所や危険な場所で作業に従事する場合は、必ず安全帽・安全具を着用すると共に必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守ると共に交通事故に注意しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうか確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

- 2 会員は、就業に使用する器具類については必ず就業前に点検し、安全を確認すると共に定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具を使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断を進んで受けなければならない。

(特定職種の年齢制限)

第11条 センターは、会員の安全最優先の理念に基づき、次のとおり特定職種の最高年齢の基準を設け、安全確保に努める。

- (1) 自動車運転業務は75歳とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、体力、能力、技能を有する会員の場合は、センターと発注者と協議のうえ、安全講習等を受けた適格者については、理事長の承認を得て、年齢制限を超えて就業させることができる。

(報告義務)

第12条 会員は、就業中に事故を起こしたとき、又は仕事場との往復時や就業中に怪我をしたとき、又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の処置をとるようにしなければならない。

(委任)

第13条 この規程に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年7月26日から施行する。
- 5 この規程は、令和7年1月17日から施行する。

別表 1

作業別安全・適正就業基準Ⅰ（作業名 植木剪定）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	- 常に健康の維持管理に努めること。 - 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 - 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 （１）作業服は、袖口の締まったものを。 （２）作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（地下足袋、安全靴等）。 - 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 - 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 - 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 - 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 - 道具類の使用は、正しい使用法によること。 - 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 - 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
脚立等使用作業	- 脚立等は、丈夫な構造のものを使用すること。 - 脚立等には、開き止めが付いていること。 - 脚立等の設置は、脚立等の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 - 脚立等は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 - 脚立等上での作業は、二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業しないこと。 - 脚立等を昇降する際には、手に道具を持たないこと。また、飛び降りないこと。 - 作業中の脚立等周辺には、ハサミ、刃物類は放置しないこと。 - 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 - 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
梯子等使用作業	- 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 - 梯子は、滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 - 梯子は、地面との角度が75度以下になるように掛けることとし、梯子の上部は60cmぐらい上方に出るようにすること。 - 梯子を昇降する際は、手に道具類を持たないこと。また、飛び降りないこと。 - 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 - 通路での作業は、標識を設けること。 - 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 - 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 - 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 墜落静止用器具等
足場台使用の作業	- 足場台は、丈夫なものを使用し、手すりがあるものを使用すること。 - 足場台では、無理な姿勢で作業をしないこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 墜落静止用器具等

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
樹上での作業	1 地上より2 m以上の樹上での作業をする場合は、保護帽（あごひもを結ぶ）はもちろん、墜落静止用器具を着用すること。 2 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は、慎重に行うこと。 3 枝につかまったり体重をかけたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。 4 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全を確認すること。 5 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 6 直径10 cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から10 cmくらいの所を直径の3分の1ほどノコギリで引き目を入れ、引き目より先端に向かって5 cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 墜落静止用器具等
刈り込み作業	1 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刈り込みバサミ、ヘッジトリマの刃先に十分注意すること。またお互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2 使用休止中の刈り込みバサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所でかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 保護眼鏡 防塵マスク等
運搬作業	1 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。 3 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋

作業別安全・適性就業基準Ⅲ（作業名 除草）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	- 常に健康の維持管理に努めること。 - 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 - 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の締まったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業帽は、必ず着用すること。 - 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 - 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 - 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 - 斜面での作業は、滑りやすいので、斜面の下方向に向かって刈り進まない、ロープを張る、足場をつくるなど十分に注意すること。 - 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 - 道具類の使用は、正しい使用法によること。 - 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 - 長時間の作業は避けること。 - 雨天時の作業は避けること。 - 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋
炎天下での作業	- 日よけ帽を必ず着用すること。 - 水分の補給は十分にすること。	日よけ帽等
手作業	- 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 鎌、刈込みバサミ等を使つての作業では、安全第一を心掛けること。 (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこ (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等
刈払い機作業	- 使用前に必ず点検すること。 (1) ネジの緩みはないか。 (2) 作業に適した刃が付いているかどうか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。また、予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用すること。 - 安全ガードは必ず取り付けること。 - 保護眼鏡を着用すること。 - 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に、小石には十分注意すること。 - 作業中は、半径 10m 以内に他の人を近づけないこと。 - 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 - ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 - 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーを付けること。 - 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
小規模な除草剤作業及び消毒作業	1 使用に当たっては、薬剤容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスク等を使用し、扱いには十分注意すること。また、作業途中での喫煙、飲食は絶対にしないこと。 3 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。 4 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周辺の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。 5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6 余った薬剤の処理には十分注意すること。 7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。 8 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替えること。 9 めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。 10 後始末を確実に行うこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 ゴム手袋 保護眼鏡 保護マスク等
運搬作業	1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確保すること。 3 トラックでの道具等の積み下ろしは、荷崩れが起きないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、保護帽子を着用すること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等

作業別安全・適性就業基準Ⅳ（作業名 建物等の清掃）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	- 常に健康の維持管理に努めること。 - 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 - 服装は、常に衛生的に心掛けること。 - 長いひも類、装飾品は見に着けないこと。 - 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 - 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は滑り止めのあるものを使用すること。 - 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 - 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗うこと。 - 溶剤のガスは、吸い込まないように注意すること。 - 作業中は、「清掃中」の看板を立てておくこと。また、立ち入り禁止の標示や作業区域に縄を張るなどすること。 - 作業に使用した機械や資材は放置しないで、作業をしやすく常に整理整頓を心掛けること。 - 重量物の取扱いは、常に慎重に行うこと。 - 機械器具の故障その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。 - 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 - 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋
床の清掃作業	- 洗剤や床維持剤の液は、特に滑りやすいから注意すること。 - 作業中は、滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバーの類を使用すること。 - 作業に当たっては、滑りやすくなっているの、急ぐときでも走らないこと。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
窓ガラスの洗浄作業	- ガラス部に手を突いたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。 - 窓等の開閉には十分注意して作業を行うこと。 - 無理な姿勢で作業をしないこと。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
清掃用機械器具の使用作業	- 電気機械の使用 - 濡れた手で取り扱わないこと。 - コードやプラグの傷んだものは使わないこと。 - スイッチの切り入れやコンセントの差し込み、引き抜きは、慎重に行うこと。 - 故障の機械を無理に使わないこと。 - ポリッシャーの使用 - 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで作業すること。 - ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
脚立等使用作業	- 作業中は、墜落静止用器具及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 - 踏み台や作業台は、不安定な場所に立てないこと。 - 踏み台の上に更に踏み台を重ねたりして作業を行わないこと。踏み台の代わりに回転椅子、折り畳み椅子は絶対に使用しないこと。 - 資材や器具が上から落下しないように気を付けること。 - 梯子、上枠付踏み台、手すり付作業台の使用 - 不安定な場所に立てないこと。 - 滑る床の上に立てないこと。 - 安定を確かめて上ること。 - 飛び降りないこと。 - 無理な姿勢（つま先立ちなど）で作業をしないこと。 2 m以上の作業では、下に補助者を置くこと。	保護帽 作業服 滑り止め靴 手袋 墜落静止用器具等